

事業報告書			
医療法人整理番号		30056	
報告期間	自	令和7年4月1日	
	至	令和8年3月31日	
1 事業報告書の概要			
(1)	名称	医療法人社団生和会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。
	分類①	社団（出資持分なし）	
	分類②	その他	
	分類③	基金制度不採用	
(2)	事務所の所在地	山口県	
	市区町村	周南市	
	町名・番地	大字湯野4278番地1	
	建物名		
(3)	設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 昭和63年9月6日	
(4)	設立登記年月日	昭和63年9月12日	
(5)	理事長の氏名	木村 浩彰	
	役員及び評議員の人数	29	理事長を含む人数を記載すること。
	役員及び評議員	記載はこちら	
2 事業の概要			
(1-1)	本来業務（病院、診療所）	記載はこちら	
(1-2)	本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら	
(2)	附帯業務	記載はこちら	
(3)	収益業務	記載はこちら	
(4)	当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら	
(5)	当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら	(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。
(6)	当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら	
(7)	当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら	
(8)	当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら	全ての指定内容について記載しても差し支えない。
(9)	その他	記載はこちら	当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）

書
告
報
業
事

[illegible]

樣式 1 : 1-(5)

1-(5) 役員及び評議員

備考

報業專刊

[illegible]

2-(1) 本来業務

(介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院を含む。)の業務)

1

戻る

様式1：2-(2)

事業報告書

2-(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	委託管理	実施場所	備考
認知症対応型共同生活介護事業		山口県周南市大字湯野4298番地1 他	
サービス付き高齢者向け住宅		山口県周南市高水原2丁目7番27号	
住宅型有料老人ホーム事業		山口県周南市大字湯野27番地	
通所介護事業		山口県周南市大字湯野27番地 他	
居宅介護支援事業		山口県周南市大字湯野向山109番地22他	
訪問介護事業		山口県周南市大字湯野向山109番地22他	
訪問看護事業		山口県周南市大字湯野向山109番地22他	
福山市地域包括支援センター三吉		広島県福山市西深津町6丁目6-10	
福山ハバピテーション病院居宅介護支援事業所		広島県福山市明神町2丁目15番41号	
グループホームやまびこの里		広島県呉市焼山南1丁目7番10号	

2-(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

注) 2-(5)、2-(6)については、医療機関等を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

2-(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

[illegible]

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

2-(6) 当該会計年度内に購入した医療機関賃

医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由

[illegible]

																								
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

2-(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

日付

令和7年12月4日
広島城北リハビリテーション病院開設許可通知

[illegible]

2-(9) その他

[illegible]

(注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

様式第三号

法人名 医療法人社団生和会

※医療法人整理番号

30056

所在地 山口県周南市大字湯野4278番地1

財 産 目 録
(令和8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	29,306,376 千円
2. 負 債 額	25,241,709 千円
3. 純 資 産 額	4,064,667 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	6,252,968
B 固 定 資 産	23,053,407
C 資 産 合 計 (A + B)	29,306,376
D 負 債 合 計	25,241,709
E 純 資 産 (C - D)	4,064,667

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物 (☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団生和会
所在地 山口県周南市大字湯野4 2 7 8 番地 1

※医療法人整理番号 30056

貸借対照表
令和8年3月31日 現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	6,252,969	I 流動負債	6,359,531
現金及び預金	2,882,515	買掛金	96,622
事業未収金	3,008,855	未払金	383,517
未収金	182,612	短期借入金	3,299,000
たな卸資産	88,148	未払費用	470,396
前渡金	17,458	未払法人税等	224,802
前払費用	82,482	未払消費税等	9,633
その他の流動資産	5,209	短期リース債務	267,330
短期貸付金	4,156	預り金	169,836
貸倒引当金	-18,466	前受収益	2,724
		賞与引当金	617,512
		その他の流動負債	818,155
		その他の流動負債	
II 固定資産	23,053,407	II 固定負債	18,882,178
1 有形固定資産	19,978,022	長期借入金	18,107,927
建物	7,315,723	退職給付引当金	303,270
構築物	148,571	長期リース債務	464,040
医療用器械備品	231,228	その他の固定負債	6,940
その他の器械備品	126,641	その他の固定負債	
車両及び船舶	10,922		
有形リース資産	366,303		
土地	9,828,554		
建設仮勘定	1,914,881		
その他の有形固定資産	35,199		
		負債合計	25,241,709
		純資産の部	
2 無形固定資産	326,862	科目	金額
借地権	2,500	I 基金	
ソフトウェア	12,584	II 積立金	4,064,667
無形リース資産	303,902	設立等積立金	2,274,849
その他の無形固定資産	7,876	繰越利益積立金	1,789,817
3 その他の資産	2,748,523	その他積立金	
有価証券	36		
長期貸付金	70,388	III 評価・換算差額等	
長期前払費用	305,620	その他有価証券評価差額金	
その他の固定資産	2,407,949	繰延ヘッジ損益	
貸倒引当金	-35,470		
長期前払費用			
繰延税金資産			
その他の固定資産			
資産合計	29,306,376	純資産合計	4,064,667
		負債・純資産合計	29,306,376

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人社団生和会
所在地 山口県周南市大字湯野4278番地1

医療法人整理番号 30056

損 益 計 算 書

自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I 事業損益			
A 本来業務事業損益			
1 事業収益			17,840,718
2 事業費用			
(1) 事業費	16,253,378		
(2) 本部費	563,526		16,816,904
本来業務事業利益			1,023,814
B 附帯業務事業損益			
1 事業収益			2,072,313
2 事業費用			1,997,984
附帯業務事業利益			74,329
C 収益業務事業損益			
1 事業収益			
2 事業費用			
収益業務事業利益			0
事業利益			1,098,143
II 事業外収益			
受取利息	7,330		
その他の事業外収益			7,330
III 事業外費用			
支払利息	274,382		
その他の事業外費用			274,382
経常利益			831,091
IV 特別利益			
固定資産売却益	807		
その他の特別利益	27,937		28,744
V 特別損失			
固定資産売却損	11,407		
その他の特別損失	51,837		63,244
税引前当期純利益			796,591
法人税・住民税及び事業税	234,940		
法人税等調整額			234,940
当期純利益			561,651

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

10 法第51条第1項に規定する関係事業者に関する事項

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業 内容	関係事業者との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

取引条件及び取引条件の決定方針等

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との関係	取引の 内容	取引金額	科目	期末残高 (千円)
役員	白川重雄	理事	借入に対する被保証	債務保証		債務保証	166,470
役員	白川雲将	理事	借入に対する被保証	債務保証		債務保証	166,470

取引条件及び取引条件の決定方針等

当債務保証に対する対価は支払っていない。なお、取引金額は期末における債務保証残高を表示している。

11 重要な偶発債務に関する事項

該当なし

12 重要な後発事象に関する事項

該当なし

13 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高 (千円)
土地	9,826,810	1,742	—	9,828,553
建物	13,608,561	18,863	10,465	13,616,959

(該当する事項がない項目については、項目の掲記を省略することができる。)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 生和会

理事長 木村 浩彰 殿

私（注1）は、医療法人社団生和会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月23日

医療法人社団生和会

監事 田中 将

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」、医療法第51条第2項に規定する医療法人については、「財産目録、貸借対照表及び損益計算書（医療法人会計基準第3条に規定する重要な会計方針の記載及び第22条に規定する貸借対照表等に関する注記を含む）、純資産変動計算書及び附属明細表」とする。